

務	00	01	10年
(令和16年3月末まで保存)			

交 企 第 1 3 4 号
令 和 5 年 6 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の運用について

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」という。）の運用については、「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の運用について」（平成27年5月27日付け青警本交企第150号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところ、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部が本年7月1日から施行されることとなった。

これに伴い、同日以降の自転車運転者講習の運用については、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第54号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第17号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府第60号。以下「府令」という。）によるほか、下記のとおりとするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は本年7月1日をもって廃止する。

記

1 自転車運転者講習の在り方

自転車運転者講習は、自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者に対し、以下のような観点から行うものとする。

- 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。
- 受講者に学習シートの作成や発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせること。
- 受講者に自身の交通行動を気付かせた上で、その変容を促すこと。

2 自転車運転者講習の実施要領

(1) 実施主体

青森県警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）において実施する。

(2) 対象者

自転車運転者講習の受講を命ぜられた者を対象とする。

講習を実施するに当たっては、出頭してきた者が被命令者であることをマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等により確認すること。

(3) 実施場所

警察本部庁舎、運転免許センター又は警察署とする。

(4) 手数料の徴収

自転車運転者講習に係る手数料の徴収については、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月青森県条例第101号）の規定によるものとし、その納入については、青森県収入証紙を別記様式「自転車運転者講習手数料納付書」に貼付して行うものとする。

(5) 講師

交通企画課の交通安全教育業務に従事する警部又は警部補の階級にある者とする。

(6) 講習用教材

講習用教材として、以下の教材を使用すること。

ア 教本

自転車の交通ルールや具体的な交通事故事例のほか、交通事故被害者等の手記等の内容を盛り込んだ教本を使用すること。

イ 視聴覚教材

違反行為による危険性や他者への影響等を受講者に認識させるため、交通安全教育用DVD、スタントマンによる自転車事故再現映像やドライブレコーダーの映像等を記録した視聴覚教材を使用すること。

ウ 受講者の学習用教材

受講者自らに交通ルールの理解度を確認させるとともに、具体的な交通事故事例に基づいて、違反行為の危険性を認識させる内容であり、受講者同士の討議や講師との対話に資する教材を使用すること。

(7) 講習内容（カリキュラム）

別添「自転車運転者講習カリキュラム」に基づいて実施すること。

(8) 講習終了証書の交付

講習を終了した受講者に対し、「自転車運転者講習終了証書」（青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号）別記様式第36号の5。以下「講習終了証書」という。）を作成して交付し、副本を保管すること。

なお、受講者が講習終了証書の亡失、滅失又は棄損を理由として、再交付を求めた場合には、保管している副本の写しを交付すること。

3 講習実施上の留意事項

(1) 一回の講習は、講師一人に対し、原則として、受講者三人程度の編成とし、参加型手法を取り入れたきめ細やかな講習となるように配慮すること。

(2) 受講者は、この種講習の受講に一般に不慣れであることを念頭に置き、講習の受付から終了まで、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。

(3) 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めること。特に、受講者が外国人や聴覚障害者等である場合は、通訳や手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るため適切な方策を講じるよう配慮すること。

(4) 受講者のプライバシーに配慮した言動に努めること。特に、同一の場所で複数の受講者に対し講習を行う場合は、違反歴等の個人情報に他の受講者に知られないようにするなど、言動に特段の配慮をすること。

(5) 受講者が未成年者（特に、中学生、高校生）の場合は、保護者を講習会場に付き添

- わせる、講習に立ち合わせるなどの配慮をすること。
- (6) 講習中における受傷事故やトラブル防止に特段の配慮をすること。

担当：交通企画課安全教育係

別記様式

※ 受 付	年 月 日	※ 通 知 番 号	
※ 講習場所			
<p>自 転 車 運 転 者 講 習 手 数 料 納 付 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青 森 県 公 安 委 員 会 殿</p> <p style="text-align: right;">受講者氏名 印</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる自転車運転者講習受講に係わる手数料を納付します。</p>			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
住 所			
職 業			
受講者身分確認	マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証 ・学生証・その他 ()		
手 数 料 (県 収 入 証 紙)	貼 付 欄		

- 注 1 ※欄は、記入しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

自転車運転者講習カリキュラム			
時間	項目	内容	教材等
0:00 ～0:05 (5分間)	オリエンテーション	事前説明 ○講習についての説明 ・本講習の流れについて説明する。 ・講習を通じ学ぶべき事項について説明する。	・テキスト
0:05 ～0:25 (20分間)	テスト	講習① 交通ルール等に係る理解度チェック ○交通ルール認知に関する小テスト ・講習開始時における交通ルール等の理解度を小テスト形式でチェックする。	・小テスト
0:25 ～0:40 (15分間)	体験談紹介 (被害者及び被害者遺族等)	講習② 被害者及び被害者遺族等の声 ○危険行為が引き起こした交通事故の悲惨さの説明 ・自転車事故の被害者及び被害者遺族等の声から、受講者に自転車事故の悲惨さを認識させる。 (例)・事故により後遺症を負った被害者自身の体験談 ・自転車事故の被害者遺族等の手記	・テキスト
0:40 ～1:00 (20分間)	事例紹介 疑似体験	講習③ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験 ○受講者が犯しやすい違反行為が要因の交通事故事例紹介 ・当該受講者の犯した違反行為、小テストの結果に合わせて、類似の違反行為や交通事故事例を選定して紹介する。 ・当該受講者が起こす可能性が高い事故について説明する。 ○交通事故の危険性の疑似体験 ・視聴覚教材により、違反行為の危険性を疑似体験させる。 (例)・スケアード・ストレイト教育 ・他の通行者の視点からの見え方	・テキスト ・視聴覚教材 ・事故事例シート
休憩		5～10分程度の休憩	
1:00 ～1:15 (15分間)	体験談紹介 (自転車運転者)	講習④ 事故時の自転車運転者の責任 ○自転車事故に伴う社会的責任と人生設計上の影響の説明 ・具体的な事故事例から、自転車事故を起こすことに伴う影響を認識させる。 (例)・法令違反により罰則(懲役、罰金等)が科された事例 ・多額の損害賠償責任が生じた事例 ・自転車運転者自身が、後遺症等により人生設計上の制約を受けた事例	・テキスト
1:15 ～1:35 (20分間)	自転車ルール 遵守の徹底	講習⑤ 自転車の運転ルール等 ○交通ルール遵守の徹底 ・自転車の通行方法に係る交通ルール等についてその根拠とともに確認する。 ・事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する(車道通行の原則、歩道走行時の徐行義務等)。 ・地域ごと(繁華街、生活道路等)の通行環境及び通行環境が一因となる交通事故について説明する。	・テキスト
1:35 ～2:15 (40分間)	個人ワーク討 議等	講習⑥ 危険行為に関する学習 ○受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習 ・小テストの結果に基づき、受講者が引き起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因があったのか、安全に運転するためにはどのような行動をとるべきかを、受講者に記述させる。 ○学習シートに基づく討議・指導 ・学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自らが犯した危険行為の危険性を認識させるとともに、危険行為に対する考え方、正しい行動の取り方を認識させる。 ・発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、自らの運転について反省させ、正しい行動の取り方を理解させる。 (例)・危険行為が他の通行者に対し、どのような危険を及ぼしていたか ・危険行為からどのような結果が生じ得るか ・危険行為を犯した原因 ・社会で自転車ルールを守っていくために必要な啓発の在り方	・テキスト ・討議 ・学習シート
時間が余った場合		→危険予測学習の事例を増やして対応	
休憩		5～10分程度の休憩	
2:15 ～2:25 (10分間)	再検査	講習⑦ 交通ルール等に係る理解度の再チェック ○交通ルールの理解度に関する再チェック ・講習受講後の交通ルール等の理解度を小テスト形式により再チェックする。 ・理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルール等の習熟を図る。	・小テスト
2:25 ～3:00 (35分間)	総括	講習⑧ 講習の総括 ○講習 ・本講習により気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成させ、発表させる。 ・講師が、発表内容について講評する。	・感想文